

3 防 危 第 1 3 5 号  
令 和 3 年 5 月 2 0 日

各愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 愛 知 県 知 事

「愛知県緊急事態措置」の一部変更について（通知）

「愛知県緊急事態措置」の実施につきましては、令和3年5月8日付け3防危第100号及び令和3年5月10日付け3防危第102号により通知したところですが、さらなる感染拡大防止の徹底を図るため、下記のとおり措置の一部を変更します。

つきましては、貴所属職員への周知徹底や、住民、事業者、関係諸団体等への周知及び協力依頼など、引き続き、感染拡大の防止に全力を挙げていただきますようお願いいたします。

記

【変更内容】

「別表3」に記載する「飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設」について、5月22日（土）から5月31日（月）までの土日は、1,000㎡を超える商業施設（生活必需物資を除く）、遊技場、遊興施設、サービス業（生活必需サービスを除く）に、新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項に基づき休業を要請。

＜県WEBページ掲載箇所＞

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

（連絡問合せ先）

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部  
特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

政策・企画グループ

内線 2508・2509

ダイヤルイン 052-954-6191

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp